

2013年以前適用

(2014年1月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「支払又は支払の受領に関する報告書」をご参照ください。http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/)

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省支払又は支払の受領に関する報告書
(銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領)

報告年月日： _____

財務大臣殿
(日本銀行経由)

支払又は支払の受領の実行日			
1 報告者 氏名又は 名称 及び代表者の氏名 住所又は 所在地 責任者 記名押印 又は署名 担当者の氏名 (電話番号)	報告者の区分 (14) (該当分に○) 1. 公的 2. 銀行 3. その他 業種番号 (上記1又は2に該当する場合は記入不要。) () (15~17)		
2 取引の相手方 氏名又は名称	(18~20)		
所在国又は地域	業種番号		
支払又は支払の受領の目的	支払の区分	金額 (決済通貨により記入すること。)	日本銀行使用欄 (通貨)
(21~23) 国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的:	(24) 支 払	(25~36)	(37~39)
	(40) 支払の受領	(41~52)	(53~55)
(56~58) 国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的:	(59) 支 払	(60~71)	(72~74)
	(75) 支払の受領	(76~87)	(88~90)
(91~93) 国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的:	(94) 支 払	(95~106)	(107~109)
	(110) 支払の受領	(111~122)	(123~125)
(126~128) 国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的:	(129) 支 払	(130~141)	(142~144)
	(145) 支払の受領	(146~157)	(158~160)
			日本銀行使用欄 (国) (161~163)

- (記入要領)
- 西暦により記入すること。
 - 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
 - 業種番号については、本省令別表第3に定める業種番号を記入すること。ただし、報告者の業種番号については、支払又は支払の受領 (以下「支払等」という。) の目的が、国際収支項目番号813, 817, 823, 911, 912, 915, 920に該当する場合に、取引の相手方の業種番号については、支払等の目的が、国際収支項目番号811, 812, 815, 820, 913, 917, 923に該当する場合に記入すること。
 - 取引の相手方は原取引 (支払等の原因となった取引をいう。) の相手方 (証券投資に係る支払等にあつては証券の発行体) を記入すること。ただし、原取引の相手方を記入することが困難な場合は、支払等の相手方を記入して差し支えない。
 - 「支払又は支払の受領の目的」欄には、本省令別表第1に定める国際収支項目番号及び支払等の目的を記入すること。
 - 記入欄が不足する場合には、本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。
 - 債権債務の相殺による支払等 (現物による決済を含む。) についても報告を要する。この場合、相殺に係る債権及び債務の総額 (相殺戻として決済する部分を含む。) について本報告書により国際収支項目ごとに分類して報告し、相殺戻の支払等については国際収支項目番号を「491 (貸借記又は相殺の決済戻)」として支払等の報告を行うことができる。

(注) 貨物の輸出入代金については、本報告の対象外である。

2013年以前適用

(2014年1月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「支払又は支払の受領に関する報告書」をご参照ください。

<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>

別紙様式第1

「支払又は支払の受領に関する報告書（銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領）」の記載要領

1. 報告の対象と報告を要する者

(1) 報告の対象と報告者

非居住者との間の取引に係る決済資金等を「本邦にある銀行等又は資金移動業者でした為替取引」以外の方法で支払又は支払の受領（「支払等」という。以下同じ）をした居住者。ただし、(2)に掲げる支払等に該当する場合は報告不要。

(注意1) 「支払の受領」とは、非居住者から取引の決済資金等を「受取る」ことをいう。

(注意2) 「本邦にある銀行等又は資金移動業者でした為替取引による支払等」の場合には、本報告書ではなく、「支払又は支払の受領に関する報告書（銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領）」（別紙様式第3又は第4）を提出すること。

なお、「本邦にある銀行等又は資金移動業者でした為替取引による支払等」とは、本邦にある銀行等又は資金移動業者の為替を利用して、(1)居住者が海外送金したり海外からの送金を受領する場合、(2)本邦にある銀行等に非居住者が開設している非居住者預金への居住者による振込みや、逆に非居住者預金から居住者預金への振込み等の為替取引が該当する。

(参考) 本報告書の対象（すなわち「銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領」となる決済方法の主要例は以下のとおり。

- イ. 債権債務の相殺（現物による決済も含む）
- ロ. 貸借記
- ハ. 海外預金口座を通じた支払
- ニ. 他の居住者を通じて支払等をした場合
- ホ. 非居住者のために他の居住者に立替払いをした場合
- ヘ. 非居住者への支払を他の非居住者が立替払いをした場合
- ト. 非居住者からの借入金を直接支払の決済に充当した場合
- チ. 現金・小切手等で直接決済した場合

(2) 報告が不要となる場合

イ. 1回の支払等の金額が次の場合。

(イ) 「北朝鮮に住所又は居所を有する個人」又は「北朝鮮に主たる事務所を有する法人等の団体」に対する支払…… 3百万円相当額以下

(注意) 例えば、北朝鮮以外の国において当該個人・団体に支払った場合や北朝鮮以外の国にある当該団体の支店等事務所に支払った場合も対象となります。なお、北朝鮮以外の国にある支店等事務所に支払った場合の「所在国又は地域」欄の記入については、8. (5) ハを参照してください。

(ロ) 上記以外の支払等…… 3千万円相当額以下

ただし、2. (2)に該当する外国における建設工事に関する資金の受払を海外預金で決済する場合は、報告の対象となる月中の支払額と支払の受領額との合計が1億円相当額以下であれば、上記(イ)(ロ)のいずれの場合においても報告は不要。

2013年以前適用

(2014年1月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「支払又は支払の受領に関する報告書」をご参照ください。

<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>

別紙様式第1

なお、支払等の決済通貨が外貨の場合、3百万円相当額、3千万円相当額、1億円相当額を超えるか否かの判定は次のレートを使用して本邦通貨に換算した金額により行うこと。

- ・本邦通貨と外国通貨との売買を伴う場合：支払等を実行した時の「実勢外国為替相場」。
- ・本邦通貨の売買を伴わない場合（外国通貨同士の売買も含む）：財務大臣が日本銀行において公示する「基準外国為替相場・裁定外国為替相場」（ただし、建設工事に関する海外預金については、支払等を実行した日の「実勢外国為替相場」）。

（注意）・1回の支払等は、決済資金の受払（1件毎）や相殺決済の都度計算する。従って、債権債務の相殺の場合は、個々の取引に係る債権債務の金額ではなく、取引代金を相殺決済した時点における相殺対象額（債権又は債務の総額のうちいずれか少ない方の金額）に基づいて報告の要否を判断すること。

・例えば、4月中に取引のあった債権の総額6千万円（各1千万円×6取引）と債務の総額4千万円（各5百万円×8取引）とを5月10日に相殺する場合は、4千万円が相殺対象額であり、相殺を実行した日（5月10日）の翌月6月20日までに報告を行う必要がある。

- ロ. 貨物の輸出入代金（本邦において通関するものに限る。個人輸入を含む）
- ・仲介貿易（いわゆる三国間貿易）は、本邦において貨物の通関がないため報告が必要。
 - ・貨物とは、「貴金属（ただし、プラチナ、パラジウム等は貨物に該当）」、「支払手段」、「証券」、「その他債権を化体する証書」以外の「動産」をいう（外為法6条第1項第15号）。
- ハ. 非居住者に支払う取引等の決済資金を、本邦にある銀行等又は資金移動業者を経由して海外預金口座に送金のうえ、当該口座を通じて10日以内に支払ったとき。
- ・当該「支払」の目的については、海外送金の際に「支払又は支払の受領に関する報告書（銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領）」（別紙様式第3又は第4）により報告すること。
- ニ. 非居住者から受取る取引等の決済資金を、海外預金口座で受領後、当該資金を10日以内に本邦にある銀行等又は資金移動業者を経由して本邦に回収したとき。
- ・当該「支払の受領」の目的については、海外からの送金を受領した際に「支払又は支払の受領に関する報告書（銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領）」（別紙様式第3又は第4）で報告すること。
- ホ. 海外預金を通じた受払のうち、預金債権の発生・消滅に係る支払等。
- ヘ. 上記に掲げるほか、報告省令第1条に規定する支払等。

2. 報告の根拠となる法令条文

- (1) 報告省令第2条第1項（（2）以外の者）
- (2) 報告省令第2条第3項（外国における建設工事に関する資金の受払を海外預金で決済する者）

3. 報告書の提出先と照会先

- (1) 提出先

2013年以前適用

(2014年1月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「支払又は支払の受領に関する報告書」をご参照ください。

<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

別紙様式第1

東京都中央区日本橋本石町2-1-1 日本銀行国際局国際収支統計担当 60番窓口
(郵送の場合の宛先: 〒103-8660 郵便事業株式会社日本橋支店私書箱30号 日本銀行国際局国際収支統計担当)

(2) 本報告書に関する照会先

イ. 商品売買、サービス、利子・配当、贈与等經常取引関係	03-3277-2102
ロ. 証券の取得・処分・償還等	03-3277-1383
ハ. 業種番号、10%以上の出資関係先との間の出資・金銭の貸借、不動産投資	03-3277-2935
ニ. 金融派生商品	03-3277-2098
ホ. 直接投資(対外・対内)に該当しない先との間の金銭の貸借、預け金等	03-3277-1532
ヘ. その他の資本取引関係(上記(ロ)～(ホ)以外)	03-3277-2106

4. 報告義務の発生時期と決済方法の関係

(1) 上記1. に掲げる支払等を実行した都度(1回毎)。

なお、支払等の実行とは取引等ではなく、取引等に係る資金決済をいう。従って、複数の取引をまとめて合計額で決済した場合は、これが1回の支払等の実行となる。逆に1件の取引代金を分割決済した場合は、個々の決済が報告の対象となる。

(参考) 月中の支払等を集計して報告する「支払又は支払の受領に関する報告書(銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領(取りまとめ分))」(別紙様式第2)を使用することもできる。

(2) 本報告書の対象(すなわち「銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領」となる支払等の決済手段と実行の日の関係は以下のとおり。

- イ. 債権債務の相殺(現物による決済も含む): 相殺の実行日(取引日、支払請求日や差額の精算日ではない)
- ロ. 貸借記: 貸記又は借記の記帳をした日(差額の精算日ではない)
- ハ. 海外預金口座を通じた受払: 入出金のあった日
- ニ. 他の居住者を通じて支払等をした場合: 他の居住者に支払等をした日
- ホ. 非居住者のために他の居住者に立替払いをした場合: 立替払いをした日
- ヘ. 非居住者への支払を他の非居住者が立替払いをした場合: 立替払いを受けた日
- ト. 非居住者からの借入金を直接支払の決済に充当した場合: 借入を行った日
- チ. 現金・小切手等で直接決済した場合: 現金・小切手の受渡日

5. 報告書の提出期限

(1) 報告者が2. (1)の場合: 支払等を実行した日の属する月の翌月20日(休日の場合はその前営業日まで)。郵送の場合は期限までに必着とする。

(2) 報告者が2. (2)の場合: 支払等を実行した日の属する月の終了後3か月以内(3か月目にあたる日が休日の場合はその前営業日まで)。郵送の場合は期限までに必着とする)

6. 提出部数

1部

2013年以前適用

(2014年1月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「支払又は支払の受領に関する報告書」をご参照ください。

<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

別紙様式第1

7. 報告書に記載する金額単位

支払等の金額を**原通貨のまま**で記入すること。他の通貨に換算して報告することは出来ない。

8. 記入の方法と留意点

(1) 「報告年月日」欄

イ. 西暦とすること（年月日の順に記載）。

ロ. 日付は日本銀行国際局国際収支統計担当に提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。

(2) 「支払又は支払の受領の実行日」欄（上記「4. 報告義務の発生時期と決済方法の関係」を参照）

イ. 支払等を実行した日を記入すること（年月日の順に記入）。

ロ. 1回の支払等の実行の都度報告を要する。従って、同一の相手方と1日に複数回の支払等の資金決済を行った場合は、支払等ごとに複数の報告書を提出すること。

(3) 「報告者」欄

イ. 「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄

(イ) 支払等の当事者が報告者となる。

(ロ) 代表者とは会社を代表する取締役等。

(ハ) 氏名の冒頭に資格（代表取締役社長等）も付記すること。

(ニ) 押印は不要。

ロ. 「責任者記名押印又は署名」欄

(イ) 報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）が記名押印又は署名すること。なお、責任者の選定にあたり部長等の肩書きの有無は問わない。

(ロ) 使用する印鑑は報告者の内部規定に基づき決定すること。

(ハ) 署名（自署）した場合は押印不要。

ハ. 「担当者の氏名（電話番号）」欄

(イ) 担当者は、当該報告書の照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。

(ロ) 電話番号は可能な限り直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。

(4) 「報告者の区分」欄

イ. 1～3の番号部分を○で囲むこと。

ロ. 「1. 公的」とは、報告者が国民経済計算体系（SNA）の中央政府、地方政府、社会保障基金及び公的金融法人である場合に該当。

ハ. 国際収支項目番号813, 817, 823, 911, 912, 915, 920に該当する支払等（「国際収支項目の内容」を参照）を含む場合、「報告者の業種」として、次の表に掲げる業種番号も記入すること。ただし、報告者の区分が「1. 公的」又は「2. 銀行」に該当する場合は記入不要。なお、

2013年以前適用

(2014年1月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「支払又は支払の受領に関する報告書」をご参照ください。別紙様式第1

<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

報告者自身が持株会社にあたる場合は、再投資先の業種に該当する業種番号を記入のこと。ただし、再投資先の業種が明らかではない場合は、「その他製造業(業種番号290)」又は「その他非製造業(業種番号490)」を記入しても差し支えない。

なお、「業種番号」が判らない場合は、「3. 報告書の提出先と照会先」に照会すること。

<業種番号>

	(製造業)	180	一般機械器具	330	建設業
100	食料品	190	電気機械器具	340	運輸業
110	繊維	200	輸送機械器具	350	通信業
120	木材・パルプ	210	精密機械器具	360	卸売・小売業
130	化学・医薬	290	その他製造業	370	金融・保険業
140	石油		(非製造業)	380	不動産業
150	ゴム・皮革	300	農・林業	390	サービス業
160	ガラス・土石	310	漁・水産業	490	その他非製造業
170	鉄・非鉄・金属	320	鉱業		

(5) 「取引の相手方」欄

イ. 支払等の原因となった取引を行った相手方（「原取引の相手方」という。以下同じ）を記入すること。

(注意) 「原取引の相手方」と「資金の受渡し先」とは異なる場合があるが、当報告書には、「資金の受渡し先」ではなく、「原取引の相手方」を記入する。

例えば、A社（米国）に対する貸付金を、A社の指示に基づいて、「第三者」のB社（英国）に支払った場合でも、「取引の相手方」となる「原取引の相手方」はA社となり、「所在国又は地域」欄は「米国」とすること（目的は「非居住者への貸付」であるため、「国際収支項目番号」欄にはこれに該当する番号を記入）。

ロ. 支払等の目的が「証券投資」の場合に限り、「取引の相手方」欄には証券の発行体の氏名又は名称及び所在国又は地域を記入すること。

ただし、証券の発行体が居住者の場合は、所在国又は地域を日本でなく原取引の相手方の所在国（又は地域）を記入すること。

ハ. 「所在国又は地域」は国名あるいは地域名（例えば、「米国」）のみを記入すること。法人の場合は本社のある国・地域（支店・営業所は支店等を設置している国・地域）、また個人は住所（あるいは居所）のある国・地域を記入すること。

ただし、北朝鮮に本社のある支店等に対する支払の場合は、支店等を設置している国・地域を記入した後に、「本社所在国は北朝鮮」と記入すること。

(注意) 「所在国又は地域」は、銀行預金口座を開設している国・地域とは必ずしも一致しない。例えば、本邦にある銀行等に開設している非居住者預金口座の場合、日本ではなく、その預金口座の名義人が所在する国又は地域を記入すること。

「地域」とは、「アジア」や「欧州」等ではなく、「台湾」や「グアム」等「報告省令・別表第2」に掲載されている先を指す。

2013年以前適用

(2014年1月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「支払又は支払の受領に関する報告書」をご参照ください。

<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>

別紙様式第1

ニ. 国際収支項目番号811, 812, 815, 820, 913, 917, 923に該当する支払等については、業種番号(4)ハを参照)を記入すること。持株会社への投資については、再投資先が明らかな場合は再投資先の業種を、再投資先が明らかな場合は報告者の業種に該当する業種番号を記入すること。ただし、再投資先の業種が明らかなではなく、且つ報告者自身が持株会社にあたる場合は、「その他製造業(業種番号290番)」又は「その他非製造業(業種番号490)」を記入しても差し支えない。

なお、「業種番号」が判らない場合は、「3. 報告書の提出先と照会先」に照会すること。

(6) 「支払又は支払の受領の目的」「受払の区分」「金額」欄

イ. 「金額」は支払と支払の受領に区分して「国際収支項目番号」(「国際収支項目の内容」を参照)毎に、支払等を実行した原通貨のままで記入すること。通貨名は、通貨の特定が可能な表記とすること(例えば、「ドル」ではなく、「米国ドル」、「香港ドル」等と表記すること)。

なお、通貨名は略号を使用しても構わないが、同様に通貨の特定が可能な形で表記すること(例えば、「ドル」については「\$」ではなく、「US \$」や「HK \$」等の表記とすること)。

(注意1) 複数の取引をまとめて1回で決済した場合は、同一の「国際収支項目番号」毎に集計すること。

(注意2) 報告対象となる1回の支払等について、該当する「国際収支項目番号」が2つ以上に分れる結果、1項目あたりの金額が3千万円相当額(1.(2)イ.(イ)に該当する支払は3百万円相当額)以下となる場合も、報告対象となるため必要事項を記入すること。

ロ. 「支払又は支払の受領の目的」欄の「国際収支項目番号」の記入にあたっては、「国際収支項目の内容」を参照のこと。また目的欄には支払等の説明を簡潔に併記すること。

ハ. 「国際収支項目番号」は取引内容毎に決められている。ただし、該当する取引内容がない場合に限り1100(その他)の番号を使用できる。この場合は「支払又は支払の受領の目的」欄に記入する説明は「その他」ではなく具体的な取引内容を記入すること。

なお、「国際収支項目番号」が判らない場合は、「3. 報告書の提出先と照会先」に照会すること。

ニ. 債権債務の相殺(現物による決済を含む)については、次の(イ)相殺対象となった債権債務部分のみを記入する方法、又は(ロ)債権債務の総額を記入する方法のいずれかを選択すること。

(設例) 居住者(報告者)は非居住者(取引の相手方・米国)との間で次の債権(1億円)と債務(6千万円)を相殺し、差額(4千万円)を海外送金により本邦にある銀行で受領した。

- ・ 債権額1億円(電子部品の製造技術に係るロイヤリティ<国際収支項目番号451>8千万円、仲介貿易に伴う商品売却代金<同071>2千万円)
- ・ 債務額6千万円(新薬の研究開発に係る委託費<同464>5千万円、米国から本邦に輸入した貨物代金<報告対象外>1千万円)

2013年以前適用

(2014年1月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「支払又は支払の受領に関する報告書」をご参照ください。

<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

別紙様式第1

(イ) 相殺対象となった債権(ロイヤリティ8千万円のうち6千万円)・債務(6千万円全額)部分のみを記入する方法。

支払又は支払の受領の目的	受払の区分	金額(決済通貨により記入すること)
451 電子部品の製造技術に係るロイヤリティ	支払	
	支払の受領	60,000,000円
464 新薬の研究開発に係る委託費	支払	50,000,000円
	支払の受領	

(注意1) 貨物の輸入代金1千万円の支払については、金額の多寡に関係なく本報告の対象外なので、記入しないこと。

(注意2) 差額4千万円の受取の報告は、「支払又は支払の受領に関する報告書(銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領)」(別紙様式第3又は第4)で報告すること。この場合、受領した4千万円に該当する目的は「電子部品の製造技術に係るロイヤリティの一部(2千万円)と仲介貿易に伴う商品の売却代金(2千万円)」であるため、「国際収支項目番号」欄には「451(工業所有権の使用料)2千万円、071(仲介貿易の売買代金)2千万円」を併記したうえ、当該番号に対応する金額を括弧書きすること。

(ロ) 債権(1億円)・債務(6千万円)の総額を記入する方法。

支払又は支払の受領の目的	受払の区分	金額(決済通貨により記入すること)
451 電子部品の製造技術に係るロイヤリティ	支払	
	支払の受領	80,000,000円
071 仲介貿易に伴う商品売却代金	支払	
	支払の受領	20,000,000円
464 新薬の研究開発に係る委託費	支払	50,000,000円
	支払の受領	

(注意1) 貨物の輸入代金1千万円の支払については、上記(イ)と同じ。

(注意2) 差額4千万円の受取の報告は、「支払又は支払の受領に関する報告書(銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領)」(別紙様式第3又は第4)で報告すること。このケースでは、差額4千万円の取引内容は本報告書にて記入済みとなっているため「国際収支項目番号」は上記の(イ)の場合とは違い「491(相殺の決済尻)」と記入すること。

ホ. 記入欄が不足する場合は、本用紙を用いて別葉とすること。

(注意) 本報告書については欄を追加・削除することはできないので留意のこと。

ヘ. 報告書が2枚以上となる場合は、必ず報告書の左肩をホチキス等でとめること。また、適宜の個所に連続番号を付記すること。

2013年以前適用

(2014年1月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「支払又は支払の受領に関する報告書」をご参照ください。

<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

別紙様式第1

(参考) 連続番号の例 (3枚の場合) 「1、2、3止」「1/3、2/3、3/3」等

9. 報告書を提出した後の訂正方法

日本銀行（国際局国際収支統計担当）に連絡（「3. 報告書の提出先と照会先」を参照）し、その指示に従うこと。